

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	大口町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町条例第26号）別表第1 町長の部 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第1条	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、（その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること）を目的とする。	第1条 この条例は、（母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童）の（健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口市条例第18号） 大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例施行規則（平成14年大口市規則第19号）
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第3条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定による医療費（自己負担分）助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第3条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定による医療費（自己負担分）助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	大口市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第2項第3号

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第1項 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第1項 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第2項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
---------------	-----------------------------------	-----------------------------------

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第1項 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例施行規則第2条第3号、第4号、第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第2条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年10月02日
独自利用事務の対象者	母子家庭の母、父子家庭の父及びその者に養育される児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年09月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	27
保護評価書の名称	大口町 母子・父子家庭医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=13&kk_name=%26%2322823%3B%26%2321475%3B%26%2330010%3B%26%2338263%3B&count=20&ev_type=2&kk_type=2&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=13&sort_key=opn_date_from&sort_order=DESC&search=1&page=2
委任関係	